

若者の生活と意識に関する調査の調査項目（案）について

1 概要

若者の生活や意識に係る現状を把握し、（仮称）若者計画の基礎資料を得ることを目的に、若者の生活と意識に関する調査（以下「調査」という。）を実施する。

2 調査対象

区内在住の19歳から39歳までの者（基準日：令和7年1月1日）

（参考）令和6年10月1日現在の人口

19歳	2,107人	26歳	3,740人	33歳	3,389人
20歳	2,355人	27歳	3,815人	34歳	3,369人
21歳	2,468人	28歳	3,783人	35歳	3,372人
22歳	2,932人	29歳	3,766人	36歳	3,458人
23歳	3,324人	30歳	3,780人	37歳	3,475人
24歳	3,590人	31歳	3,675人	38歳	3,465人
25歳	3,590人	32歳	3,618人	39歳	3,602人
				合計	70,673人

3 調査方法

郵送で調査案内を送付し、原則インターネットで回答

4 調査時期（予定）

令和7年1月～2月

5 調査項目（案）

別紙のとおり

6 スケジュール（予定）

【令和6年度】

令和6年 11月 地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、11月定例議会
（調査項目（案）について）

令和7年 1～2月 調査の実施

3月 調査の集計

（調査結果については、5月～6月に地域福祉推進本部、
地域福祉推進協議会、定例議会等で報告）

【令和7年度】

令和7年 4月 （仮称）若者計画の検討

～

令和8年 3月 （仮称）若者計画の策定

7 その他

参考「子ども・若者支援の推進について」（8月作成資料を加筆の上、一部抜粋）

調査項目（案）

番号	カテゴリ	設問内容
1	自身・家庭状況	地域
2		年齢
3		性別
4		在学学校種別又は最終学歴
5		居住年数
6		居住形態
7		家族人数
8		家族構成
9		世帯収入
10		家計の状態
11		お金の不安や悩み
12		障害の有無
13		自己肯定感等
14	普段の生活 (有の場合)	普段の過ごし方
15		安心できる居場所の有無
16		安心できる居場所
17		安心できる場所に必要なこと
18		区への意見「普段の生活」
19	外出状況 (頻度が少ない場合)	外出頻度
20		外出状況が現在の状態になった期間
21		外出状況が現在の状態になった年齢
22		外出状況が現在の状態になったきっかけ
23		区への意見「外出状況」
24	不安や悩みごと	現在の不安や悩みごと
25		家族や親族、学校や職場の人との関係
26		希望する相談方法
27		区への意見「不安や悩みごと」
28	家族の世話 (有の場合)	日常的に世話をしている人の有無
29		世話の対象者
30		世話の内容
31		区に求める支援
32		区とつながる場合の手段
33		区への意見「家族の世話」
34	仕事 (働いている場合)	就労状況
35		労働時間
36		働いていない理由 (働いていない場合)
37		仕事を選ぶ上で重視すること
38		区への意見「仕事」

番号	カテゴリ	設問内容	
39	結婚	婚姻状況(事実婚等含む)	
40		(既婚者の場合)	結婚時の年齢と初再婚の別
41		(既婚者の場合)	出会いの場
42		(既婚者の場合)	配偶者等の年齢
43		(既婚者の場合)	配偶者等の就労状況
44		(未婚・非婚者の場合)	交際相手の有無
45		(未婚・非婚者・交際相手有の場合)	出会いの場
46		(未婚・非婚者・交際相手有の場合)	結婚意向の有無
47		(未婚・非婚者・交際相手有の場合)	結婚しない理由
48		(未婚・非婚者・交際相手無の場合)	婚活等の有無・興味の有無
49		(未婚・非婚者の場合)	国や自治体に求める支援
50		区への意見「結婚」	
51	出産	子どもの有無	
52		(有の場合)	子どもの人数
53			理想の子どもの人数
54			理想の数の子どもを育てるために必要なこと
55			区への意見「出産」
56	少子化・子育て	少子化対策のために必要なこと	
57			子育てしやすくするために必要と考える環境
58			区への意見「少子化・子育て」
59	社会とのつながり	社会との関わり状況	
60			社会参加活動の種類
61		(不参加の場合)	社会参加活動に不参加の理由
62			区への意見「社会とのつながり」
63	文京区等に関すること	区への親しみ	
64		(有の場合)	親しみを感じる場所
65			永住希望の有無
66			区相談窓口等の認知度と利用状況
67			区の施策等への意見表明希望の有無
68		(希望有の場合)	区の施策等への意見表明する理由
69		(希望無の場合)	区の施策等への意見表明しない理由
70			区の施策等への意見を伝える方法・手段
71			区への意見「文京区等に関すること」
72	将来への希望観	希望観	
73			10年後の自分の姿
74			区への意見「将来への希望観」
75	若者施策等に関する意見	自由意見	

〈参考〉

回答所要時間 10分程度
一人当たりの設問数 60～70問程度

子ども・若者支援の推進について

1 概要

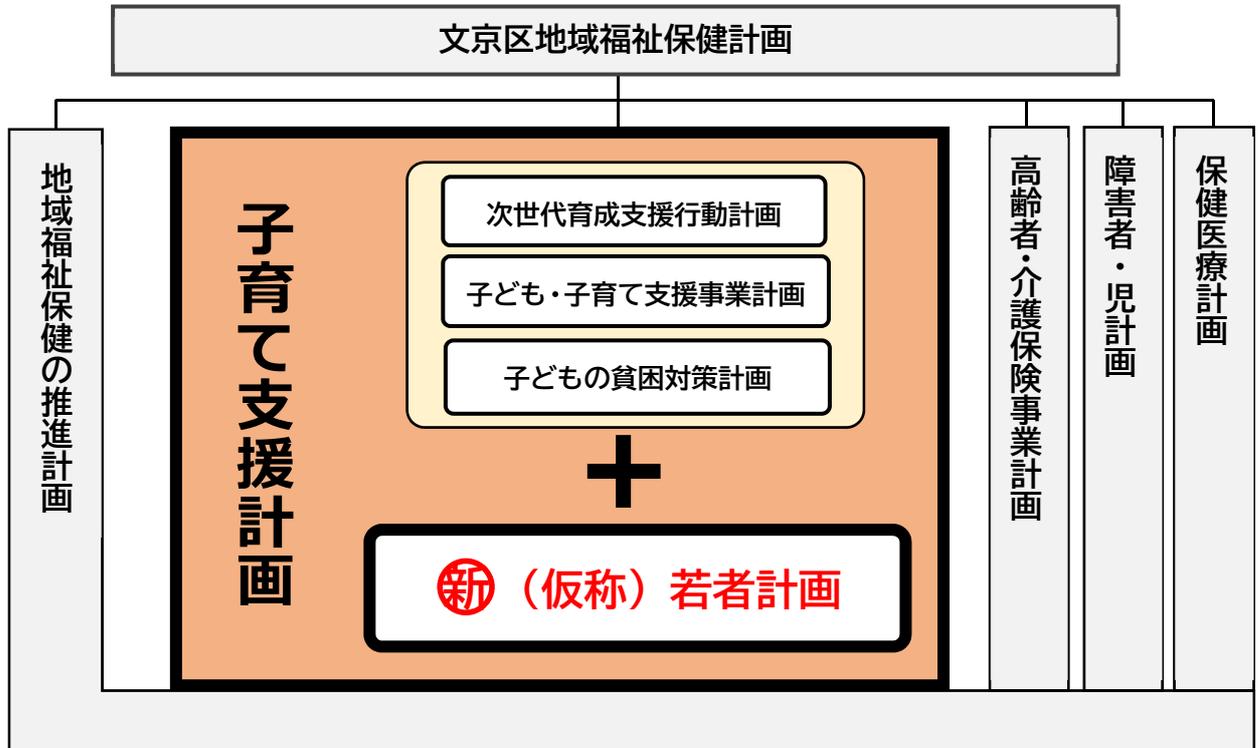
子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しており、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラー等、生きづらさを抱える子ども・若者の課題は複雑化・多様化している。

このような状況の中、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、子ども・若者育成支援についての計画（以下「(仮称)若者計画」という。）を策定し、これまで以上に子ども・若者の支援施策を推進する。

なお、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」における若者の定義を踏まえ、若者支援の対象を39歳までとする。

2 計画の位置付け

本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に、「(仮称)若者計画」を内包する。



3 計画期間等

「(仮称)若者計画」の計画期間は次期「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とする。

また、こども基本法第10条第2項において、市町村は「こども大綱」(「都道府県こども計画」が定められているときは、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」)を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされている。「次期子育て支援計画」の中間年度見直しが令和9年度に当たることから、9年度末、「(仮称)若者計画」と「子育て支援計画」を統合し、一体な冊子として「市町村こども計画」を策定する。

